

## ○研究者等の報酬に関する規則

(平成 24 年 3 月 30 日平成 24 年規則第 13 号)

**改正** 平成 26 年 10 月 31 日平成 26 年規則第 161 号 平成 27 年 3 月 25 日平成 27 年規則第 86 号  
平成 28 年 3 月 30 日平成 28 年規則第 58 号 平成 29 年 3 月 30 日平成 29 年規則第 34 号  
平成 30 年 3 月 29 日平成 30 年規則第 31 号 平成 31 年 3 月 26 日平成 31 年規則第 40 号  
令和 2 年 3 月 25 日令和 2 年規則第 16 号 令和 3 年 3 月 26 日令和 3 年規則第 42 号  
令和 4 年 3 月 28 日令和 4 年規則第 67 号 令和 4 年 9 月 1 日令和 4 年規則第 166 号  
令和 5 年 3 月 28 日令和 5 年規則第 72 号

(目的)

第 1 条 この規則は、基礎研究及びその他の各事業に従事する研究者等の就業に関する規則(平成 15 年規則第 61 号)(以下「就業規則」という。)第 19 条に基づく研究者等の報酬(以下「報酬」という。)について定めることを目的とする。

(適用)

第 2 条 この規則は、就業規則第 1 条に定める者(ただし、研究成果展開事業 研究成果最適展開支援プログラムの実施に関する規則(平成 21 年規則第 13 号)第 27 条に定めるマッチングプランナーを除く。以下同じ。)のうち、国立研究開発法人科学技術振興機構(以下「機構」という。)と直接雇用契約を締結している者(以下「研究者等」という。)に適用する。  
(給与区分)

第 3 条 研究者等の報酬は、年俸及び通勤手当とする。

- 2 年俸は、任期制職員給与規則(平成 24 年規則第 12 号)第 16 条に定める期末手当に相当する額、諸手当及び退職金相当分を含む。
- 3 就業規則第 7 条の 2 に該当する者(以下「管理監督者」という。)については、前項に定める諸手当に役職手当を含む。
- 4 次の各号に定める者を除いた研究者等(以下「みなし残業手当適用者」という。)については、第 2 項に定める諸手当に、時間外労働に対する賃金及び時間外労働割増賃金の支払いに充てるものとするみなし残業手当を含む。
  - (1) 管理監督者
  - (2) 就業規則第 6 条第 2 項及び研究者にかかる専門業務型裁量労働制に関する規則(平成 29 年規則第 81 号)に定める裁量労働制適用者(以下「裁量労働適用者」という。)
  - (3) 戦略的創造研究推進事業(先端的低炭素化技術開発及び先端的カーボンニュートラル技術開発 (ALCA-Next) を除く。)の実施に関する規則(平成 15 年規則第 73 号)第 17 条に定める個人研究者
- 5 みなし残業手当の額は、別表 2 又は別表 4 に定めるとおりとする(1 月につき、勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 125 を乗じて得た額に、30 を乗じた額)。ただし、育児又は介護を事由として勤務時間を短縮する者については、その短縮した勤務時間に応じ別に定める額とする。
- 6 1 月の時間外勤務に対する賃金及び時間外労働割増賃金の合計額が前項に定めるみなし残業時間分を超過する分並びに深夜及び休日勤務等により任期制職員給与規則第 13 条第 1 項

第1号に定める100分の125を超過する割増分については、みなし残業手当とは別に超過勤務手当として翌月給与にて支給するものとする。

- 7 前項の定めにかかわらず、フレックスタイム制実施細則(令和2年細則第21号)の定めによりフレックスタイム制の適用を受ける研究者等の超過勤務手当については、同細則の定めを適用する。ただし、第4項に定めるみなし残業手当を受ける研究者等の超過勤務手当においては、同細則第24条第1項の規定にかかわらず、同細則第10条の清算期間における総労働時間を超過した労働時間から、30時間(ただし育児、介護又はその他の事由により勤務時間を短縮する者については、その短縮した勤務時間に応じた数)を減じた時間について、時間単価に100分の125を乗じて得た額とする。
- 8 年俸は、別表1から別表4までに基づき、総括責任者等の判断を勘案し、研究者等の労働時間制度、職種、能力、実績及び前歴等に応じた年俸を適用する。ただし、管理監督者の年俸については別表1を基に個別に定める。
- 9 通勤手当は、職員給与規程(平成15年規程第8号)第27条第1項各号に定める通勤のために交通機関等を利用し、かつ、その運賃等を負担することを常例とする者に支給する。
- 10 前項に掲げる通勤手当の額は、別に定める基準により支給する。

(欠勤者の給与)

第4条 研究者等が勤務しない日及び時間については、任期制職員給与規則に準じて計算した給与の日額及び勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。ただし、就業規則第13条及び特別休暇の運用に関する細則(平成15年達第22号)第2条第5項に定める場合を除く。

- 2 前項にかかわらず、研究者等が月の全日を勤務しない場合においては、当該月の給与を支給しない。
- 3 前2項にかかわらず、その勤務しないことにつき特に承認があった場合には、給与を減額しないことができる。

(介護休業等期間中の研究者等の給与等)

第4条の2 就業規則第22条の2の規定による介護休業又は介護のための勤務時間短縮(以下「介護休業等」という。)の期間中の研究者等の給与については、その期間の勤務しない時間について、任期制職員給与規則に準じて計算した額を減額して給与を支給する。

- 2 前項に定めるもののほか、介護休業等期間中の研究者等の給与等の取扱いについては、介護休業等に関する細則(平成15年細則第6号)に定めるところによる。

(育児休業等をする研究者等の給与等)

第4条の3 育児休業又は出生時育児休業している研究者等に対する給与は、当該休業の期間中支給しない。

- 2 研究者等が勤務時間の短縮により勤務をしないときは、その勤務しない時間について、任期制職員給与規則に準じて計算した勤務1時間当たりの給与額を減額する。ただし、就業規則第6条第2項の専門業務型裁量労働制を適用した研究者等が勤務時間の短縮により勤務をしないときの年俸月額、当初の年俸月額に、研究者にかかる専門業務型裁量労働制に関する規則(平成29年規則第81号)第5条第2項により短縮したみなし勤務時間数を乗じ、7.5で除して得た額とする。

3 前2項に定めるもののほか、育児休業、出生時育児休業、育児のための勤務時間短縮及び育児時間を取得する研究者等の給与等の取扱いについては育児休業等に関する細則(平成15年細則第5号)に定めるところによる。

(配偶者同行休業をする研究者等の給与等)

第4条の4 配偶者同行休業者に対する配偶者同行休業期間中の報酬は、支給しない。

2 前項に定めるもののほか、配偶者同行休業者の報酬の取扱いについては、配偶者同行休業に関する細則(平成26年細則第31号)に定めるところによる。

(報酬の支給方法等)

第5条 研究者等の報酬の支給方法等については、任期制職員給与規則の規定を準用する。

(その他)

第6条 個人の能力・実績及び前歴等の特別な事情により、この規則によることが適当でないと思われる場合には、別に定めることができる。

#### 附 則

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 第3条第3項の適用にあたって、機構は、総括責任者等が判断を円滑に行えるよう適切に協力を行うものとする。

附 則(平成26年10月31日平成26年規則第161号)

この規則は、平成26年11月1日から施行する。

附 則(平成27年3月25日平成27年規則第86号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日平成28年規則第58号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月30日平成29年規則第34号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月29日平成30年規則第31号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日平成31年規則第40号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月25日令和2年規則第16号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月26日令和3年規則第42号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月28日令和4年規則第67号)  
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年9月1日令和4年規則第166号)  
この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則(令和5年3月28日令和5年規則第72号)  
この規則は、令和5年4月1日から施行する。

#### 別表1

R表(裁量労働制適用者及び戦略的創造研究推進事業(先端的低炭素化技術開発及び先端的カーボンニュートラル技術開発(ALCA-Next)を除く。))の実施に関する規則(平成15年規則第73号)第17条に定める個人研究者)

令和5年4月1日適用

単位：円

号俸	年俸額	月額
R-1	3,655,200	304,600
R-2	3,831,600	319,300
R-3	4,008,000	334,000
R-4	4,182,000	348,500
R-5	4,358,400	363,200
R-6	4,533,600	377,800
R-7	4,706,400	392,200
R-8	4,878,000	406,500
R-9	5,050,800	420,900
R-10	5,222,400	435,200
R-11	5,391,600	449,300
R-12	5,564,400	463,700
R-13	5,736,000	478,000
R-14	5,901,600	491,800
R-15	6,066,000	505,500
R-16	6,232,800	519,400
R-17	6,399,600	533,300
R-18	6,558,000	546,500
R-19	6,720,000	560,000
R-20	6,884,400	573,700
R-21	7,044,000	587,000
R-22	7,206,000	600,500

R-23	7,366,800	613,900
R-24	7,509,600	625,800
R-25	7,670,400	639,200
R-26	7,828,800	652,400
R-27	7,987,200	665,600
R-28	8,145,600	678,800
R-29	8,301,600	691,800
R-30	8,456,400	704,700
R-31	8,613,600	717,800
R-32	8,767,200	730,600
R-33	8,918,400	743,200
R-34	9,072,000	756,000
R-35	9,225,600	768,800
R-36	9,378,000	781,500
R-37	9,529,200	794,100
R-38	9,680,400	806,700
R-39	9,829,200	819,100
R-40	9,979,200	831,600
R-41	10,128,000	844,000
R-42	10,276,800	856,400
R-43	10,428,000	869,000
R-44	10,575,600	881,300
R-45	10,724,400	893,700
R-46	10,874,400	906,200
R-47	11,022,000	918,500
R-48	11,170,800	930,900
R-49	11,318,400	943,200
R-50	11,466,000	955,500
R-51	11,613,600	967,800
R-52	11,761,200	980,100
R-53	11,908,800	992,400
R-54	12,046,800	1,003,900
R-55	12,184,800	1,015,400
R-56	12,324,000	1,027,000
R-57	12,460,800	1,038,400
R-58	12,598,800	1,049,900
R-59	12,736,800	1,061,400
R-60	12,874,800	1,072,900

備考

1. 博士号を取得後に採用された研究員の年俸額は、R-6号を基準とする。
2. 大学卒後に採用された研究員の年俸額は、R-1号を基準とする。

別表2

P表（みなし残業手当適用者）

令和5年4月1日適用

単位：円

号俸	年俸	本給年額	年俸に含む みなし残業手 当額	月額	本給月額	月額に含む みなし残業手 当額
P-1	3,694,440	2,960,400	734,040	307,870	246,700	61,170
P-2	3,870,960	3,102,000	768,960	322,580	258,500	64,080
P-3	4,050,960	3,246,000	804,960	337,580	270,500	67,080
P-4	4,225,920	3,386,400	839,520	352,160	282,200	69,960
P-5	4,404,360	3,529,200	875,160	367,030	294,100	72,930
P-6	4,579,320	3,669,600	909,720	381,610	305,800	75,810
P-7	4,754,640	3,810,000	944,640	396,220	317,500	78,720
P-8	4,929,960	3,950,400	979,560	410,830	329,200	81,630
P-9	5,102,160	4,088,400	1,013,760	425,180	340,700	84,480
P-10	5,277,120	4,228,800	1,048,320	439,760	352,400	87,360
P-11	5,448,120	4,365,600	1,082,520	454,010	363,800	90,210
P-12	5,623,080	4,506,000	1,117,080	468,590	375,500	93,090
P-13	5,795,280	4,644,000	1,151,280	482,940	387,000	95,940
P-14	5,961,600	4,777,200	1,184,400	496,800	398,100	98,700
P-15	6,129,480	4,911,600	1,217,880	510,790	409,300	101,490
P-16	6,297,000	5,046,000	1,251,000	524,750	420,500	104,250
P-17	6,464,880	5,180,400	1,284,480	538,740	431,700	107,040
P-18	6,626,520	5,310,000	1,316,520	552,210	442,500	109,710
P-19	6,789,720	5,440,800	1,348,920	565,810	453,400	112,410
P-20	6,954,480	5,572,800	1,381,680	579,540	464,400	115,140
P-21	7,116,120	5,702,400	1,413,720	593,010	475,200	117,810
P-22	7,280,880	5,834,400	1,446,480	606,740	486,200	120,540
P-23	7,442,520	5,964,000	1,478,520	620,210	497,000	123,210
P-24	7,586,520	6,079,200	1,507,320	632,210	506,600	125,610
P-25	7,749,720	6,210,000	1,539,720	645,810	517,500	128,310
P-26	7,909,800	6,338,400	1,571,400	659,150	528,200	130,950
P-27	8,068,680	6,465,600	1,603,080	672,390	538,800	133,590
P-28	8,228,760	6,594,000	1,634,760	685,730	549,500	136,230
P-29	8,386,080	6,720,000	1,666,080	698,840	560,000	138,840
P-30	8,543,400	6,846,000	1,697,400	711,950	570,500	141,450
P-31	8,701,920	6,973,200	1,728,720	725,160	581,100	144,060
P-32	8,856,480	7,096,800	1,759,680	738,040	591,400	146,640
P-33	9,010,680	7,220,400	1,790,280	750,890	601,700	149,190
P-34	9,164,880	7,344,000	1,820,880	763,740	612,000	151,740

P-35	9,320,640	7,468,800	1,851,840	776,720	622,400	154,320
P-36	9,474,840	7,592,400	1,882,440	789,570	632,700	156,870
P-37	9,627,480	7,714,800	1,912,680	802,290	642,900	159,390
P-38	9,780,480	7,837,200	1,943,280	815,040	653,100	161,940
P-39	9,930,000	7,957,200	1,972,800	827,500	663,100	164,400
P-40	10,081,440	8,078,400	2,003,040	840,120	673,200	166,920
P-41	10,232,520	8,199,600	2,032,920	852,710	683,300	169,410
P-42	10,382,400	8,319,600	2,062,800	865,200	693,300	171,900
P-43	10,535,040	8,442,000	2,093,040	877,920	703,500	174,420
P-44	10,683,360	8,560,800	2,122,560	890,280	713,400	176,880
P-45	10,836,000	8,683,200	2,152,800	903,000	723,600	179,400
P-46	10,987,440	8,804,400	2,183,040	915,620	733,700	181,920
P-47	11,134,200	8,922,000	2,212,200	927,850	743,500	184,350
P-48	11,285,280	9,043,200	2,242,080	940,440	753,600	186,840
P-49	11,435,160	9,163,200	2,271,960	952,930	763,600	189,330
P-50	11,583,480	9,282,000	2,301,480	965,290	773,500	191,790
P-51	11,734,560	9,403,200	2,331,360	977,880	783,600	194,280
P-52	11,881,320	9,520,800	2,360,520	990,110	793,400	196,710
P-53	12,032,400	9,642,000	2,390,400	1,002,700	803,500	199,200
P-54	12,171,720	9,753,600	2,418,120	1,014,310	812,800	201,510
P-55	12,309,480	9,864,000	2,445,480	1,025,790	822,000	203,790
P-56	12,450,360	9,976,800	2,473,560	1,037,530	831,400	206,130
P-57	12,588,120	10,087,200	2,500,920	1,049,010	840,600	208,410
P-58	12,729,000	10,200,000	2,529,000	1,060,750	850,000	210,750
P-59	12,866,760	10,310,400	2,556,360	1,072,230	859,200	213,030
P-60	13,007,640	10,423,200	2,584,440	1,083,970	868,600	215,370

別表 3

T 表(技術員)

令和 5 年 4 月 1 日適用

単位：円

号俸	年俸額	月額
T-1	2,898,000	241,500
T-2	3,002,400	250,200
T-3	3,108,000	259,000
T-4	3,214,800	267,900
T-5	3,322,800	276,900
T-6	3,424,800	285,400
T-7	3,530,400	294,200
T-8	3,632,400	302,700

T-9	3,735,600	311,300
T-10	3,836,400	319,700
T-11	3,937,200	328,100
T-12	4,039,200	336,600
T-13	4,140,000	345,000
T-14	4,242,000	353,500
T-15	4,342,800	361,900
T-16	4,444,800	370,400
T-17	4,546,800	378,900
T-18	4,647,600	387,300
T-19	4,749,600	395,800
T-20	4,851,600	404,300
T-21	4,951,200	412,600
T-22	5,052,000	421,000
T-23	5,151,600	429,300
T-24	5,252,400	437,700
T-25	5,350,800	445,900
T-26	5,452,800	454,400
T-27	5,552,400	462,700
T-28	5,652,000	471,000
T-29	5,751,600	479,300
T-30	5,851,200	487,600
T-31	5,953,200	496,100
T-32	6,051,600	504,300
T-33	6,150,000	512,500
T-34	6,249,600	520,800
T-35	6,349,200	529,100
T-36	6,447,600	537,300
T-37	6,544,800	545,400
T-38	6,645,600	553,800
T-39	6,744,000	562,000
T-40	6,838,800	569,900
T-41	6,932,400	577,700
T-42	7,029,600	585,800
T-43	7,124,400	593,700
T-44	7,220,400	601,700
T-45	7,314,000	609,500
T-46	7,392,000	616,000
T-47	7,485,600	623,800
T-48	7,578,000	631,500
T-49	7,672,800	639,400
T-50	7,765,200	647,100



T-51	7,857,600	654,800
T-52	7,948,800	662,400
T-53	8,047,200	670,600
T-54	8,140,800	678,400
T-55	8,235,600	686,300
T-56	8,329,200	694,100
T-57	8,422,800	701,900
T-58	8,516,400	709,700
T-59	8,610,000	717,500

備考

- この表は、研究に必要な技術的業務(研究機器等の運転・操作、実験・測定、加工・設計及び放射性同位元素の取扱等)に従事する技術員について適用する。
- 大学卒後に採用された技術員の年俸額は、T-7号を基準とする。

別表3 削除

別表4 削除

別表4

プログラママネージャー補佐・技術主幹

令和5年4月1日適用

単位：円

	年俸額	本給年額	年俸額に含むみなし残業手当額	月額	本給月額	月額に含むみなし残業手当額
プログラママネージャー補佐	6,297,000	5,046,000	1,251,000	524,750	420,500	104,250
技術主幹	7,749,720	6,210,000	1,539,720	645,810	517,500	128,310